

一人ひとりの取り組みが 大切「男女共同参画週間」

内 毎年6月23～29日は「男女共同参画週間」です。誰もが、職場や学校、地域や家庭で個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、一人ひとりの取り組みが大切です。市ホームページでは、男女共同参画についてのメッセージ入賞作品をご覧いただけます。



問 男女共同参画センター
☎525―3784

木造住宅耐震診断・ 耐震改修費用を助成

募集期間／7月1日～10月29日
内 ①耐震診断
募集戸数／30戸程度
自己負担費用／7500～9千円
②耐震改修
募集戸数／一般・簡易・部分耐震改修 計12戸程度
助成金額／耐震改修の工事費の5分の4（一般耐震改修…最大100万円、簡易・部分耐震改修…最大60万円）
※耐震診断の結果、耐震基準に満たない住宅が対象。要事前相談。
◆①② 共通
対象住宅／次の要件全てに該当する市内の木造住宅
①所有者自らが居住
②昭和56年5月31日以前に着工

または建築

③3階建て以下かつ400㎡未満で、在来軸組工法などにより建築
※在来軸組工法とは、柱・梁・筋かいなどを組み立てて家を建てる工法です。
※同年度に①耐震診断と②耐震改修は併せて申し込みできません。
※募集戸数に達し次第終了。
※詳しくはお問い合わせください。

問 住宅政策課 ☎525―3757

アスベスト含有分析調査 に要する費用を助成

対 市内にある建築物に施工された、吹付けアスベストのおそれがある建材
助成金額／分析調査に要する費用（限度額25万円）
受付期間／7月1日～12月10日
※実施枠に達し次第終了。
申 開発建築指導課に備え付けの申請書（市ホームページからも取得可）に必要書類を添えて開発建築指導課に持参で
問 開発建築指導課 ☎525―3764

労働力調査にご協力ください

内 就業・不就業の状況を調査し、景気判断や雇用対策などの基礎資料となります。調査対象の世帯に調査員が伺いましたらご回答をお願いします。
問 県・統計課 ☎521―7145
市・情報政策課 ☎525―3771

国保・年金

後期高齢者医療制度 一定の障がいのある方 (65～74歳の加入について)

内 後期高齢者医療制度は、75歳以上の方の医療保険制度です。65～74歳の方で広域連合の認定を受けると後期高齢者医療制度に加入することができます。
対 次のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳1～3級および4級の一部
②障害基礎年金1級、2級
③精神障害者保健福祉手帳の1級および2級
④療育手帳の障がいの程度が重度
申 ①身体障害者手帳など、障がいの状況を確認できる書類②現在加入している保険証を持参の上、ご相談ください。
問 国保年金課 ☎525―3724

付加年金で年金受給額を増やすことができます

内 毎月の国民年金保険料に400円を上乗せして支払うことで「200円×付加保険料納付月数」の付加年金が老齢基礎年金に上乗せ（年額）して受け取れます。加入希望の方は、お申し込みください。
対 国保年金保険料を現在納めている第1号被保険者の方
持 年金手帳・本人確認書類
申 国保年金課または各支所・出張所の窓口で
問 国保年金課 ☎525―3738
東北福島年金事務所
☎535―0141（音声案内）

土壤汚染対策法に 基づく区域の 指定解除について

土壤汚染対策法に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときに届け出をしなければならない区域（形質変更時要届出区域）のうち汚染土壤が除去されたことにより指定解除となる区域についてお知らせします。

【形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域】

福島市松川町字一人子 7-4の一部、
7-6の一部、14-3の一部、
123-3の一部

上記の土地において、基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛およびその化合物

問 環境課 ☎573-2557

「定期購入」のトラブル にご注意ください！

内 おためし500円の広告を見て、1回限りの商品だと思い注文したところ、指定の回数商品を受け取らないと解約できない「定期購入」だった、との相談が寄せられています。注文前に内容をよく確認しましょう。
問 消費生活センター
☎522―5999

水道局の委託業者が お宅に伺います

内 水道局では次の業務を民間委託しています。ご理解とご協力をお願いします。
①水道メーター検針、開閉栓、異常水量などの調査／第一環境㈱
②水道メーター取り替え、給水装置点検／文化・温調・武藤特定業務委託共同企業体
③漏水調査／アクアテック㈱
※委託業者は、水道局発行の身分証明書を携帯しています。
問 ①水道総務課 ☎535―1117
②給水課 ☎535―1128
③配水課 ☎535―1122

合併処理浄化槽の設置 費用を補助

対 自宅を新築・建て替える方、単独処理浄化槽や汲み取り便所から切り替える方
※補助制度には、他にも条件があります。詳しくはお問い合わせ

農業者年金「現況届」 の提出を忘れずに！

内 農業者年金基金から「現況届」が送付されています。受給者は忘れずに提出してください。
申 6月30日(水)までに農業委員会事務局、各支所・出張所、最寄りのJA窓口で
問 農業委員会事務局
☎525―3779

税

新築・増築家屋などの 訪問調査を行います

内 固定資産税の評価額算定のため、訪問調査を実施します。職員は顔写真入りの「固定資産評価補助員証」を携帯しています。
対 ①令和3年1月2日以降に新築や増築をした家屋②事業用償

せいただくか、市ホームページをご覧ください。



問 下水道総務課 ☎525―3768

計量器検査の実施

内 商店、工場、病院、薬局、農家などで取引や証明で使用する「はかり」は、計量法により定期的な検査が必要です。今年度は、次の地区で検査を行います。初めて受検される事業所などとはご連絡ください。
実施地区／本庁管内、清水、北信、信陵、飯坂、飯野

検査期間／6月～令和4年3月
※今年度より（一社）福島県計量協会に検査業務を委託しています。
問 商工業振興課 ☎525―3720

浄化槽の適正な維持管理を！

内 ①保守点検は保守点検業者へ保守点検は市の登録を受けた業者に委託しましょう。保守点検業者は資格証を携帯していますので、確認してください。
②定期的な清掃を／市の許可を受けた清掃業者に委託し、年に一回以上清掃を実施してください。
③法定検査の受検／法定検査は、保守点検・清掃とは別に毎年受検する必要があります。
検査の申し込み／（公社）福島県浄化槽協会浄化槽検査委員会
福島支所 ☎531―1766
問 下水道総務課 ☎525―3768

却資産（構築物など）
問 資産税課 ☎525―3716

令和3年度個人市民税・ 県民税（住民税） 納税通知書を送付します

発送予定日／6月15日(火)
※個人市民税・県民税が非課税の方には送付しません。
対 ①納付方法が普通徴収（納付書または口座振替による納付）の方②公的年金からの特別徴収（年金差し引き）の方
※申告期限延長期間中（3月16日～4月15日）に申告書を提出された方は、通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、第2期分以降で税額変更などを行った上で別途通知します。
問 市民税課
☎525―3792・3712

介護マークを ご活用ください 無料

内 「介護マーク」は、介護する方が誤解や偏見を受けないように、介護中であることを周囲に知らせるマークです。
対 介護を必要とする高齢者、介護を必要とする障がい児・者、指定難病や小児慢性特定疾病により介護を必要とする方の介護者へ配付します。（要介護者または介護者で市内に住所を有している方が対象）



こんなときに活用してください。
○駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
○男性介護者が女性用下着などを購入するとき

申 長寿福祉課、障がい福祉課、保健所保健予防課、こども家庭課、各支所・出張所の窓口で
問 長寿福祉課 ☎529-5064